

広島県告示第六百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、当該認定に係る対象区域等を次のとおり告示する。

なお、当該認定に係る関係図書は、広島県西部建設事務所建築課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 対象区域

安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目一三〇二三の二

二 認定年月日及び番号

平成二十一年六月十一日

第H二十一認定通知広島建指〇〇〇〇九号